

京都市教育委員会告示第9号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条第8項の規定に基づき、教育委員会事務局総務部総務課の職員を教育行政に関する相談に関する事務を行う職員として指定します。

平成23年3月31日

京都市教育委員会
(教育委員会事務局総務部総務課)